

# 校 則

学校の秩序を保ち、地域社会の期待にも応えるように善美な校風の樹立と、清新明朗な学校創りのため、本校生徒のとるべき行動基準を定め、本校の校則とする。

## 第1章 生活に関する規定

### 1 登下校について

- (1) 交通に関する校則や道徳を守る。
- (2) 8時35分までに登校し、教室に入室する。8時35分に入室できない場合は遅刻となる。また、登校後は無断で校外に出ない。必要のある時は、学級担任に申し出る。
- (3) 下校時刻は18:30である。それ以後は学校に残らない。
- (4) 登下校は指定カバンを必ず使用し、補助用としてリュック等を使用してよい。

### 2 校内生活について

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退をしない。やむをえない場合は定められた手続きをとる。
- (2) 校長室、職員室、事務室等には許可を受けて入る。
- (3) 学校の施設・設備等の使用にあたっては、破損等のないよう注意し、使用後の後始末は確実にを行う。誤って破損などしたときは直ちに学級担任及び事務室に申し出て指示に従う。
- (4) 学校内で集会等をするときは、学級担任又は部顧問教師の許可を受ける。
- (5) 金銭の貸借、自転車その他の無断借用等の行為をしない。
- (6) 学校内でポスター、ビラ等を掲示配布するときは、学級担任又は部顧問に願い出て校長の許可を受ける。
- (7) 各種大会に派遣する場合の基準として次のことを考慮する。
  - ア 年間を通して継続的に練習している部、又は個人で教育的配慮がなされていること。
  - イ 平常の生活態度が正しく、派遣先での行動に信頼がもてること。
  - ウ 学業成績が著しく劣っていないこと(学期末の観点別評価において成績不振科目が2科目以内の者)。

### 3 校外生活について

- (1) 校内・校外において暴力・飲酒・喫煙その他本校生徒としての誇りを傷つけるような行為は絶対しない。
- (2) 夜間外出は禁止する。22:00以降の外出は厳に慎む。
- (3) 無断外泊は禁ずる。
- (4) 校外の諸団体又は催し物に参加するときは、保護者連署で学級担任を経て届けを出す。
- (5) アルバイトについては、長期休業中を原則とする。アルバイト届(様式2)により保護者の承諾と雇入通知書を提出すること。

### 4 スマートフォン等の持ち込みについて

- (1) 学校への持ち込みは許可制とするが、校内での使用を禁止とする。
- (2) 学校への持ち込みに関しては持ち込み届けを提出し、本人・保護者の責任とする。
- (3) 校内に持ち込んだ場合は常に電源を切り、カバンにしまっておく。
- (4) 持ち歩いたり、机上(机中)に置いたり、着信音や振動音がしたりした場合は、使用しているものと見なし、指導対象とする。
- (5) 他人のスマートフォンを借りて使用した場合は、両名とも指導対象とする。
- (6) 以下の「スマートフォン利用マナー」を遵守すること。

**スマートフォン利用マナー**（放課後、校外で使用する場合）

- ・歩きながら、または、自転車乗車中の使用(音楽含む)は禁止する。
  - ※ イヤホン等(オープン・イヤ型イヤホンも含む)を使用した際の自転車運転は法律で禁じられています。もし違反した場合は5万円以下の罰金の対象になります。
  - ・公共の場ではマナーモードにすること。
  - ・周囲に迷惑をかけるような大声で通話しないようにすること。
  - ・友達とのやり取りでは相手の気持ちを考えてコミュニケーションを取ること。
  - ・SNSのやり取りで、犯罪の加害者や被害者にならないようにすること。
  - ・ゲームや動画に夢中になりすぎないようにすること。
  - ・個人情報(画像・動画含む)は、ネットに載せないようにすること。
- ※ 校内使用が発覚した場合、状況を確認し持込禁止の指導を行う場合がある。

## 第2章 服装に関する規定

服装は清潔質素を旨とし、学校所定の制服を着用して、北高生としての品位を保つように心掛けなければならない。更衣期間は特に設けないが、式典(入学式、卒業式、離任式等)では冬服(正装)を必ず着用すること。

区分	男 子	女 子
冬服	ブレザー、長袖指定シャツ、ネクタイ 冬用スラックス、(ベスト、セーター)	ブレザー、長袖指定シャツ、リボン、ネクタイ、冬用スカート、(ベスト、セーター)、 冬用スラックス
夏服	半袖シャツ、夏用スラックス	半袖シャツ、夏用スカート、夏用スラックス
中間服	長袖指定シャツ、ネクタイ、 夏・冬用スラックス	長袖指定シャツ、ベスト(任意)、リボン、ネクタイ、夏・冬用スカート、夏・冬用スラックス
靴下	白・黒 紺(華美でないライン、ワンポイントは可) くるぶしより上	白・黒・紺(華美でないライン、ワンポイントは可) くるぶしより上 冬のタイツは黒のみ着用可
頭髪等	後ろ髪は襟にかからない 目・耳にかからない もみあげは耳たぶの下端まで パーマ、カール、変形カット 極端な髪型は禁止 染色等は禁止 眉は整える程度	前髪は目にかからない 髪は肩にかからない長さとする 肩より長いものはすべて結ぶ 髪ゴムは装飾がなく華美でないもの、 ヘアピンは黒・紺・茶とする パーマ、カール、変形カット、染色等は禁止 眉は整える程度
ベルト	黒・紺・茶とする	なし ※スラックス着用は男子の規定に準ずる。
靴	革靴：黒色とする(踵2cm以上の物は禁止) 通学靴：白・黒を基調とした底の低いもの。 ハイカットは認めない。	
体育服	体育服学校指定の体育服とする。	
その他	防寒コート・手袋・マフラー等は、登下校時のみ着用を認める。 指輪・ピアス・ネックレス・リップ(カラー)・マニキュア等不要なものはつけない。 エクステ等禁止。中シャツは華美でなく、ハイネックでないものとする(ワンポイント可)。	

服装図解(冬服・正装) 髪形

パーマ, カール, 染色, 変形カット, エクステ等禁止  
男子: 目・耳にかからない。襟足を被わない。  
もみあげは耳たぶ下端まで  
女子: 目にかからない。肩にかかる場合は結ぶ



- \*運動靴は、白・黒を基調とした、かかとの低いものとする。
- \*中シャツ(インナー)華美でないものでハイネックでない無地のTシャツ(ワンポイント可)とする。
- \*女子の中間服はベストを着用することが望ましい。

### 第3章 交通に関する規定

#### 1 単車の免許取得について

- (1) 原則として自宅学校間の通学に使用する場合のみ取得を認める。
  - ・ 自宅学校間以外の区間で原付通学を希望する者については、通学区間も含め別途審議を行う。
- (2) 原付運転免許試験の受験は、学校の長期休業日(夏休み、冬休み、春休み)を利用する。但し、長期休業中に合格できなかった場合は、学期に1回の受験を認める。試験終了後は登校すること。受験する場合は必ず担任に申し出て、所定の手続きを経て許可を受けること。
  - ・ 受験の手続きは受験の度にすること。

生徒 ⇒ 担任へ申し出 ⇒ 保護者の承諾 ⇒ 担任の承諾 ⇒ 校長許可 ⇒ 交通係へ提出 (用紙の交付) (許可証発行)
---

・受験は名瀬で受けること。鹿児島での受験は認めない。

- (3) 自動二輪の免許の受験は認めない。

#### 2 自動車免許取得について

- (1) 自動車学校入校は、本校が定める期間・期日とする。
- (2) 自動車学科試験の受験は、本校の卒業式前に受験することができる。運転免許証は自動車学校預かりとする。
- (3) 自動車学校は、自宅から通学できることを原則とする。

#### 3 原付使用について

- (1) 原付通学は赤木名地区以外で、屋入トンネル以北の者に認める。
- (2) 原付通学を希望する者は担任に申し出て、所定の手続きを経て許可証の交付を受けること。
  - ・ 本校指定プレートはナンバープレート付近の見やすいところに付ける。
  - ・ 通学手続きは次のとおりとする。

交通係の説明 ⇒ 生徒 ⇒ 保護者の承諾 ⇒ 担任許可 ⇒ 交通係許可 ⇒ 交通係の指導 (プレートを付ける)
--

- ・ 原付通学許可願の記入は、黒ボールペンを使用する。
  - ・ 卒業生の原付を譲り受けた場合は、新たに申請して許可を受けること。
  - ・ 使用原付を変更したり許可証を紛失したりしたときは、新たに申請すること。
  - ・ プレートは卒業式までに返却すること。
  - ・ 学校で行われる交通安全教室や実技講習会を必ず受けること。
  - ・ 春・夏の長期休業中に、車体検査を整備工場に依頼し学校指定の検査表を交通係に提出すること。
- (3) 原付の排気量は50CC未満とし、カブタイプとスクータータイプのいずれかを使用するものとする。スポーツタイプ・オフロードタイプ・レジャータイプ等の使用は認めない。又原付は改造をせず、不必要な飾りをつけないこと。
  - (4) 必ず指定のヘルメット(白色・フルフェイス)を着用する。半キャップ型等は認めない。
  - (5) 自賠責保険には必ず加入し、シールをナンバープレートに添付し、常に原付の整備を怠らないこと。
  - (6) 自宅を除く学校周辺の公道・民有地等に原付を放置しないこと。故障等の止むを得ない理由による場合、登校後すみやかに担任に届けること。
  - (7) 不必要に乗り回しをしないこと。
  - (8) 交通法令及び校内規定を遵守すること。

- (9) 常に安全運転に心掛け、北高の生徒として恥ずかしくない態度で運転すること。
- (10) 学校内外での指導に対しては素直に従うとともに、違反・事故(自損事故・被害者の場合も含む)があったときは、直ちに担任と交通係に連絡すること。
- (11) 諸規定の違反者については、原付通学生は通学許可を取り消すことがある。
- (12) 季節にかかわらず手袋を着用すること。
- (13) 冬季の原付通学途中の防寒着の着用を認める。安全面の観点からマフラーの使用は禁止する。但しネックウォーマーは着用しても良い。また、防寒具の校内での着用は禁止する。
- (14) 走行時のヘッドホンやイヤホン、スマートフォンは使用を禁止する。

#### 4 自転車通学について

- (1) 自転車通学は名瀬地区以外の者に認める。
- (2) 任意の自転車保険に必ず加入すること。
- (3) 自転車通学を希望する者は担任に申し出て、所定の手続きを経て許可証の交付を受けること。  
許可証の交付を受けるときにステッカー代を持参すること。
  - ・ 本校指定ステッカーを交通係立ち会いのもと、ステッカーを指定の場所に貼ること。
  - ・ 通学手続きは次のとおりとする。

交通係の説明 ⇒ 生徒 ⇒ 保護者の承諾 ⇒ 担任許可 ⇒ 交通係許可 ⇒ 交通係の指導  
(ステッカーを貼る)

- ・ 自転車通学許可願の記入は、黒ボールペンを使用する。
- ・ 卒業生の自転車を譲り受けた場合は、新たに申請して許可を受けること。
- ・ 使用自転車を変更したり許可証を紛失したりしたときは、新たに申請すること。
- ・ ステッカーは卒業後必ず剥がすこと。
- ・ 春・夏の長期休業中に、車体検査を保護者に依頼し学校指定の検査表を交通係に提出すること。
- (4) 走行時は、ヘルメット着用を義務とする。ヘルメットは、必ず顎ひもがあるものとし、走行時は顎ひもを必ず締めること。
- (5) 自転車通学をする者は、指定された駐輪場へ駐車し、施錠を忘れないこと。施錠は原則として二重ロックとする。
- (6) 自宅を除く学校周辺の公道・民有地等に自転車を放置しないこと。故障等の止むを得ない理由や交通係の指導による場合、登校後すみやかに担任に届けること。
- (7) 走行時のヘッドホンやイヤホン、スマートフォンの使用は禁止とする。
- (8) 冬季の自転車通学中の防寒着の着用を認める。安全面の観点からマフラーの使用は禁止する。但しネックウォーマーは着用しても良い。なお、防寒具の校内での着用は禁止する。
- (9) 交通法令及び校内規定を遵守すること。
- (10) 常に安全運転に心掛け、北高の生徒として恥ずかしくない態度で運転すること。
- (11) 学校内外での指導に対しては素直に従うとともに、違反・事故(自損事故・被害者の場合も含む)があったときは、直ちに担任と交通係に連絡すること。
- (12) 諸規定の違反者については、自転車通学生は通学許可を取り消すことがある。

※ 道路交通法の一部改正(令和7年11月『ながらスマホ』等の厳罰化、並びに令和8年4月からの青切符導入)に伴う校則の変更案です。

## 第4章 欠席等に関する規定

- 1 やむを得ない事故・病気のほかは欠席、欠課、遅刻、早退をしない。
- 2 病気又は事故のため欠席するときは、原則8時20分までに保護者が担任・学校側に連絡する。
- 3 やむを得ない理由で欠課をするときは、あらかじめ、学級担任と教科担任に願い出て許可を受ける。
- 4 遅刻したときは、遅刻届け手続きをし、すみやかに学級担任に届け出る。
- 5 早退するときは、保健室を経由し学級担任に願い出て許可を受ける。  
(通院等は事前に保護者が担任に連絡)
- 6 病院での治療は原則として授業終了後とする。(但し、緊急を要する場合はこの限りではない。)
- 7 感染性の疾病での欠席の場合は学校所定の用紙、又は処方箋の袋等、必要な書類を提出する。
- 8 無届の欠席、欠課、遅刻、早退等が重なる場合はその事情程度に応じて必要な措置を講ずる。
- 9 近親者が死亡したときは、すみやかに届け出る。忌引きの日数は次の連続する日数を基準とする。  
父母7日以内。祖父母3日以内。兄弟姉妹3日以内。伯叔父母1日。曾祖父母1日。